

建設産業常任委員会

1 開 議 平成27年6月23日(火) 午前10時00分

2 場 所 議会棟第1会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第54号 大田原市黒羽ふるさと物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第55号 大田原市郷土資料館くらしの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4 その他

行政視察報告書執行部提出について

建設産業常任委員会名簿

委員長	君	島	孝	明	出席
副委員長	植	竹	福	二	出席
委員	印	南	久	雄	出席
	高	崎	和	夫	出席
	印	南	好	男	出席
	小	林	正	勝	出席
当局	佐	藤	芳	昭	出席
	菊	岡	政	明	出席
事務局	菊	池	康	弘	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（君島孝明君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより建設産業
常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤産業振興部長、菊岡商工観光課長です。

◎議案第54号 大田原市黒羽ふるさと物産センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

○委員長（君島孝明君） それでは、日程に従い、議事に入ります。

日程第1、議案第54号 大田原市黒羽ふるさと物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） それでは、議案第54号 大田原市黒羽ふるさと物産センターの設置及び管
理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、担当課長であります、商工観光課長よりご
説明を申し上げます。

○委員長（君島孝明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（菊岡政明君） それでは、説明をさせていただきます。2ページをごらんいただきたいと
思います。

議案第54号 大田原市黒羽ふるさと物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定につきまして、ご説明を申し上げます。

続きまして、4ページの議案書補助資料をごらんください。議案概要であります、大田原市黒羽ふる
さと物産センターの管理を平成28年4月1日より指定管理者に行わせることができるようにするため、条
例を改正するものであります。

続きまして、5ページをごらんください。新旧対照表の右側をごらんください。新たに第4条を追加し
まして、ふるさと物産センターの管理を市長が指定する法人その他の団体にこれを行わせることができ
るようにするものであります。同じく新たに第5条を追加して、指定管理者にふるさと物産センターの管理
を行わせる場合の業務等について規定するものであります。

第2項は、規定中、「市長」とあるのを「指定管理者」とする読みかえ規定であります。以下につきま
しては、2条ずつの繰り下げであります。

6ページをごらんください。第12条及び第13条は、「認めたとき」を「認めるときは」とする字句の改
正であります。

3ページにお戻りいただきたいと思います。附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

植竹副委員長。

○副委員長（植竹福二君） 今の説明はわかったのですが、今ここへ来て、なぜこの条例を制定しようとしているのか、ちょっとその流れ、いきさつみたいなものを教えていただければありがたいのですが。

○委員長（君島孝明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） ご説明いたします。

この次の議案第55号のくらしの館も同様なのですけれども、昭和62年に建設をいたしまして、昭和63年から運営をしているわけですが、この土地につきましては借地でございます、毎年、毎年賃貸借契約を締結いたしまして、お借りして施設を運営しているという状況でございます。近年になりまして、これは合併以前からの話ではございますが、地権者の方と契約がスムーズに進まないという状況が続いておりました。場合によっては施設撤去もやむなしというような状況も発生しかねないと、そのような状況でありましたので、安定して施設運営できない懸念がありましたために指定管理をせずに従来の委託というような形で運営をしてみいました。平成25年だったかと思いますが、所有権が移転をいたしまして、新たな移転者の方と話し合いの結果、今年中に、底地につきまして大田原市が取得できる見込みが立ったわけでございます。予算につきましては、当初予算で敷地購入費ということで1,500万円計上させていただいているわけでございますが、今後安定的に市の施設として運営ができる見込みが立ったということで、今回条例を改正しまして、指定管理で今後運営していきたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） 印南委員。

○委員（印南久雄君） この議案第55号のくらしの館については、大田原市の所有物ですよ。この物産センターについては、運営形態というか、それぞれ何人の出資者がいるのだから、ちょっと確認できませんけれども、出資をして運営しているというようなことなので、指定管理者……

（何事か言う人あり）

○委員（印南久雄君） 議案第54号ね。議案第54号については、ふるさと物産センターについては、出資者がいて、指定管理者するに当たっての……

（「いないのだよ、議案第54号は」と言う人あり）

○委員（印南久雄君） いないの。くらしの館のほうのなの。

○委員（高崎和夫君） 違う。これは物産センターの上の……

○産業振興部長（佐藤芳昭君） いえいえ、くらしの館の隣のふるさと物産センター。

○委員（印南久雄君） 間違っていないよね、俺。

（「同じ敷地にあるのだよ」と言う人あり）

○産業振興部長（佐藤芳昭君） そうです。名称は、そんな名前以前あったそうですね。

○委員（印南久雄君） そういう出資者がいる中で、その指定管理者にするというのは、出資者の了解とか、

何らかのそういうふうな説明とか、そういうことについては調整してあるのかどうか、説明していただきたい。

○委員長（君島孝明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） ご説明いたします。

くらしの館につきましても、建物は市の所有物でございます。今運営をしているのが、黒羽ふるさと物産センター組合さんに運営をお願いしているということでございますけれども、晴れて建物が市の所有物になるということで、今後指定管理でという方針につきましては、ご説明を差し上げておりまして、ご理解をいただいているというふうに認識しております。

○委員長（君島孝明君） 印南委員。

○委員（印南久雄君） そうすると、例えばですよ、そういうことはないと思うけれども、例えば出資者も含めてつくっている、今運営をしている組織がありますよね、その組織ではない指定管理者をお願いするというようなことも可能性としてはないわけではないのですよね。その辺はどんな考え方で指定管理者、今回は指定管理者制度を取り入れるという議案なので、そこまで突っ込んだ質問が適切かどうかわかりませんけれども、その辺はどんなふうに考えているのか。

○委員長（君島孝明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 今回は、条例の改正ということで、これを指名といたしまして、どこか特定のところを指名するか、あるいは公募するか、この辺につきましては、今後条例が議案として通りましてから、正式に検討はさせていただく予定でございますが、これまでの経緯というものがございますので、それを無視してというわけにはいかないであろうというふうには考えております。その点につきましては、配慮すべき点というふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） 印南委員。

○委員（印南久雄君） 最後ですけれども、例えば4月1日から指定管理者制度ができるということで、そういうことになると、指定管理者に指定管理料と申しますか、そういうのは現在どんなふうになっているか、ちょっとわかりませんが、市の補助金とか、何がしかにお金が出ているのか、指定管理料については想定しているのかどうか。

○委員長（君島孝明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 現在もそうですが、市のほうからお金を出して運営していただいているということはございませんので、関係条例のところだけの改正ですので、今後も指定管理料を出す予定はございません。ただ、一つご説明差し上げたいと思うのですが、物産館の南側に駐車場とトイレがございます。あの施設につきましては県の施設でございますので、大田原市が県から借り受けて、それをふるさと物産センターの組合員の方に管理を委託しているということで、指定管理ではなくて、通常の部分委託の業務でございますが、これにつきましては、年間20万円の委託料というのをお支払いしておりますので、その辺につきましては、今後も継続をする方向でございます。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(君島孝明君) 意見はないようでありますので、採決いたします。

議案第54号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(君島孝明君) 異議なしと認めます。

よって、議案第54号 大田原市黒羽ふるさと物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第55号 大田原市郷土資料館くらしの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(君島孝明君) 次に、日程第2、議案第55号 大田原市郷土資料館くらしの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長(佐藤芳昭君) 議案第55号 大田原市郷土資料館くらしの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、こちらにつきましても担当課長の商工観光課長よりご説明を申し上げます。

○委員長(君島孝明君) 商工観光課長。

○商工観光課長(菊岡政明君) それでは、議案第55号につきまして説明をさせていただきます。7ページをごらんいただきたいと思います。

議案第55号 大田原市郷土資料館くらしの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

続きまして、9ページの議案書補助資料をごらんいただきたいと思います。議案概要であります。大田原市郷土資料館くらしの館の管理を平成28年4月1日より指定管理者に行わせることができるようにするために条例を改正するものであります。

10ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表、右側をごらんいただきたいと思います。新たに第4条を追加し、くらしの館の管理を市長が指定する法人その他の団体にこれを行わせることができるようにするものであります。同じく新たに第5条を追加して、指定管理者がくらしの館の管理を行わせる場合の業務等について規定するものであります。

第2項は、規定中、「市長」とあるのを「指定管理者」とする読みかえ規定であります。以下、2条ずつの繰り下げでございます。

8ページにお戻りいただきたいと思います。附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

高崎委員。

○委員（高崎和夫君） この議案第55号ですけれども、先ほどの議案第54号とも、これは当然関連があるわけですが、今回指定管理者という場合に、今の指定管理制度を取り入れることができるという形の、このものは、くらしの館の今度は出資者、関係者などには、これらの説明というのは、これらできるということであって、これはいまだ関係者には、これらの話は、まだ行ってはいないのかとは思いますが、指定管理した場合、その出資者は、最近というか、ここずっとくらしの館のほうは運営が順調で、配当も出ておりますから、その指定管理になった場合の、その辺との絡みというのは、今までどおりという考え方でよろしいのですか。

○委員長（君島孝明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 委員のおっしゃるとおり、今までどおり指定管理料は市が出さないで、やっていただくということになります。委員おっしゃるように、それなりの利益が上がっていると、それを地域の方に還元して、特に農家の方が中心になっているわけですが、農業所得の向上に寄与しているということで、これにつきましては、このまま続けていただこうというふうなことで考えております。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） 印南委員。

○委員（印南久雄君） 第5条の第2項、ここでくらしの館に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を省くとありますけれども、これでいう市長のみの権限というのはどういう権限なのか、これは。

○委員長（君島孝明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 具体的には、訴訟の問題、それから行政不服に対する、例えば入荷を拒否した場合、これに対する反論、これは指定管理者はできませんので、市長のみの権限になります。それから、施設の目的外利用、具体的にどういうものかは、ちょっと思い浮かばないのですが、この条例の設置目的以外のことに使う、これについては市長のみの権限というようなことがございます。主立ったものとしては、そのようなものだと思います。

以上でございます。

○委員長（君島孝明君） 印南委員。

○委員（印南久雄君） 話をいろいろ聞いていますけれども、今までは物産センターのほうの組合の中での、例えばくらしの館の畳がえとか、いろいろな管理費がありますよね。それは物産センターのほうで結構今までは出していたという経過を聞いているのですよ。指定管理者になったときに、その部分については、ここの条例の中には明確に書いてありませんけれども、どんなふうな考え方で指定管理者にお願いするのか、その辺の考え方があれば。

○委員長（君島孝明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 正確には、これから検討をさせていただくのですけれども、指定管理に出す場合、ほかの施設も同様でございますけれども、基本的に大きな修繕は市が行う。日常の小破修繕等は指定管理者が行うというものを、リスク分担を明確にしまして、指定管理の手続の一つとして、協定書の締結というものがございしますが、その中で細部については、今後決定した後ということになります。

り決めを行っていききたいと思います。ただ、基本的な考えとしましては、ただいま申し上げましたように大きなもの、これについては市、小破修繕については指定管理、これが基本的な考え方だというふうに認識しております。

○委員長（君島孝明君） 印南委員。

○委員（印南久雄君） これから一番経費がかかるのは屋根のふきかえだと思うのですよ、茅葺屋根ですから、もう年数が来れば必ずふきかえということになると思うのです。だから、その辺も明確に市の負担ということになるのでしょうかけれども、協定書の中で明記していくということによろしいのですね。

○委員長（君島孝明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤芳昭君） 結構でございます。

○委員長（君島孝明君） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 意見はないようでありますので、採決いたします。

議案第55号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号 大田原市郷土資料館くらしの館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。当局の皆様、ご苦労さまでした。

（当局退室）

◎その他

行政視察報告書執行部提出について

○委員長（君島孝明君） 続きまして、行政視察報告書執行部提出に入ります。

過日に行われました行政視察の報告書の執行部提出について、皆様のご協力をもちまして報告書が完成し、お手元に配布しております。皆様からいただいた報告内容とともに、執行部に提言する内容を正副委員長で協議、作成したこの報告書を執行部へ提出いたしたいと思いますが、一読いただいて、皆様から何かご意見等ありましたら、お願いいたします。

（報告書一読）

○委員長（君島孝明君） 意見はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」「いいと思います」と言う人あり）

○委員長（君島孝明君） ないようでございますので、それではこの報告書を全員協議会において全議員に発表し、執行部に提出することといたします。

◎散 会

○委員長（君島孝明君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時29分 閉会